許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第４条の規定に基づく仮配当表の公示

株式会社モリモト家具友の会の営業保証金及び前受業務保証金の還付について、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第11条第２項の規定による権利の調査を行うため、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第４条の規定に基づき、仮配当表を作成し、同規則第14条第３項の規定により大阪合同庁舎第１号館の告示板に掲示したので、その要旨を次のとおり公示します。

平成 26 年１月 17 日　　近畿経済産業局長　小林　利典

１．営業保証金及び前受業務保証金の総額　181,810,000円
２．調査後の債権額の総額　502,599,270円
３．配当の割合　36.17％

（備考）　詳細については、大阪市中央区大手前１丁目５番44号　大阪合同庁舎第１号館の告示板に掲示してあります。

前払式特定取引業者の営業保証金及び前受業務保証金の還付に係る権利の調査についての意見聴取会の公示

割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第11条第２項の規定に基づき、意見聴取会の件名、期日及び場所を定め、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第14条第３項の規定により大阪合同庁舎第１号館の告示板に掲示したので、その要旨を次のとおり公示します。

平成 26 年１月 17 日　　近畿経済産業局長　小林　利典

１．件名　株式会社モリモト家具友の会に係る営業保証金及び前受業務保証金の還付についての割賦販売法施行令第11条第２項の規定による権利の調査
２．期日及び場所　平成26年２月14日　午後１時30分　大阪市中央区大手前１丁目５番44号　大阪合同庁舎第１号館第１別館２階　大会議室

（備考）　詳細については、大阪市中央区大手前１丁目５番44号　大阪合同庁舎第１号館の告示板に掲示してあります。

公　示　送　達

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
千葉県船橋市湊町２丁目１番19号ルミエール船橋206号室	森　正光	特願2008―312677	手続却下の処分
〃	〃	特願2008―336138	〃
東京都羽村市羽西２―６―２―102	小田々　豊	特願2012―160001	出願却下の処分
東京都台東区浅草４丁目１番11号ＡＫビル503	河西　文和	実願2012―8004	〃
東京都港区南青山１―20―２	株式会社ドリームワード	商願2012―51951	拒絶査定の謄本
〃	〃	商願2012―51952	〃
大阪府大阪市都島区内代町３丁目10番地37号西田ハイツ403号室	藤澤　英美	商願2012―82747	補正指令書
ルクセンブルク国、エル2449　レ　フォルム　ロイヤル、ブルーバード　ロイヤル、25／エイ	モダ　ブランド　ホールディング　ソシエテ　アノニム	取消2013―300122	審決書謄本
アメリカ合衆国、90058　カリフォルニア州、ヴァーノン、パシフィック　ブールバード　5140	ディベロップメント　クロージング　エルエルシー	取消2013―300219	審判請求書副本
アメリカ合衆国オハイオ州　43230　コロンブス　スリー　リミテッド　パークウエイ	ペンハル　インベストメンツ　インコーポレーテッド	取消2013―300585	〃
アメリカ合衆国　フロリダ州　33487　ボカ・レイトン　スイート200　コングレス・アベニュー　6401	ハイウェイ　テクノロジーズ　インコーポレイテッド	取消2013―300756	〃
アメリカ合衆国　カリフォルニア州　95020　ギルロイ　200　イースト　テンス　ストリート	アイエムシーオーエー　ライセンシング　アメリカ　インコーポレイテッド	取消2013―300757	〃

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成 26 年１月 17 日

特 許 庁 長 官

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 17 日

東北地方整備局長　小池　　剛

１　処分をした年月日　平成25年12月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　那須建設株式会社　那須　　正　山形県長井市屋城町７―１　国土交通大臣許可（般・特―21）第20820号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの、並びに同区域内における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。
（注３）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注４）　「民間工事」とは、上記（注３）以外の建設工事をいう。
（注５）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成26年１月20日から平成26年１月26日までの７日間
４　処分の原因となった事実　那須建設株式会社は、山形県発注の土木一式工事及び民間発注の建築一式工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営む者と同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。
このことが、同法第28条第１項第６号に該当すると認められる。